

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士資格の登録に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士資格の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士資格の登録に関する事務
②事務の概要	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格情報の登録</p> <p>オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。))に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。</p> <p>ii.登録情報の訂正・変更</p> <p>オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。</p> <p>iii.資格の停止・取り消し</p> <p>資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。</p> <p>iv.資格の削除</p> <p>オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。</p> <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.決済</p> <p>資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。</p> <p>ii.入出金管理</p> <p>各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者へ返金等の処理を行う。</p> <p>iii.統計処理・集計処理</p> <p>任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p> <p>■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.デジタル資格証発行(オンライン)</p> <p>資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面から自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。</p> <p>ii.資格証の発行・再発行(紙)</p> <p>資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。</p> <p>■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>(公財)社会福祉振興・試験センターが保有する登録情報連携システム(以下「登録情報連携システム」という)と国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。</p> <p>【登録情報連携システム(仮称)に係る部分】</p> <p>■「オンライン申請データの受付事務」(特定個人情報の取扱無)</p> <p>資格仮名ID及び申請データを国家資格等情報連携・活用システムとAPI等で連携する情報連携システムでデータを受領し、USB等を使用して登録システムにデータの取り込みを行う。</p> <p>【概要】オンライン申請分の申請データを随時(API連携)もしくは定期(ファイル連携)により情報連携システムへ連携(特定個人情報を含まない資格仮名ID及び別添2の項目3~80のデータ)する。なお、連携後は資格仮名IDをキーに情報連携を行う。</p>

	<p>■「登録情報連携システムデータの情報連携事務」(特定個人情報の取扱有)</p> <p>個人番号の提出があった紙による申請受付を特定個人情報管理PCに登録し、当該データはUSB等を使用して国家資格等情報連携・活用システムとAPI等で連携する情報連携システムにデータを移行し、国家資格等情報連携・活用システムに情報連携を行う。</p> <p>【概要①】試験合格者の別添2の項目(項目3～80のデータ)について、情報連携システムから国家資格等情報連携・活用システムへ合格者情報を連携する。</p> <p>【概要②】本人より窓口等で紙による申請があり、申請情報を情報連携システムへ登録し、随時(API連系)もしくは定期(ファイル連携)に情報連携システムから国家資格等情報連携・活用システムへ資格情報を連携(個人番号及び別添2の項目3～80のデータ)する。なお、連携後は、特定個人情報は復元できないよう削除し、連携後は資格仮名IDをキーに情報連携を行う。</p> <p>個人番号は、申請書と別様に記載した個人番号等と本人確認書類の突合審査を行い、個人番号及び申請情報を国家資格等情報連携・活用システムに連携する。連携後は国家資格等情報連携・活用システムで採番された資格仮名IDのみ登録情報連携システムに連携し、個人番号の記載のある紙、個人番号データは保持せず、復元できない方法で削除する。連携以後は資格仮名IDを利用し、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を図る。</p>
--	--

③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、登録情報連携システム
----------	-----------------------------

2. 特定個人情報ファイル名

社会福祉士登録名簿ファイル	
---------------	--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番87 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番71の9
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
--------	----------	--

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番120
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
②所属長の役職名	社会・援護局福祉基盤課長

6. 他の評価実施機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター	
----------------------	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>〒100-8916</p> <p>東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階</p> <p>厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室</p> <p>(http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html)</p> <p>※郵送の場合の宛先についても同上</p>
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内2845)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士資格の登録に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力(紙での申請の場合) ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番87 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番71の6 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番87 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番71の9 	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和7年1月27日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番110 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番120 	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和7年1月27日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和7年1月27日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士資格の登録に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力(紙での申請の場合) ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和7年1月27日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない